



区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧				
下関市宝町一四九二の二地先から 同市同町一四九三の二地先まで		敷地の幅員 (メートル)	最狭 二〇・〇六	七・六	道路改良工 事の完了による。
			最狭 五二・四八	七・六	

山口県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一四三四号 一般国道	岩国市錦町広瀬字牛尾一〇六二の九地先から 同市錦町広瀬字下小川二四七の二地先まで	平成二十年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
柳井周東線 県道	岩国市周東町田尻字深田五八八の二地先から 同市周東町田尻字伊勢松田六九五の二地先まで	平成二十年四月一日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
武久棕野線 県道	下関市宝町一四九二の二地先から 同市同町一四九三の二地先まで	平成二十年四月一日

平成二十年三月三十一日印刷  
平成二十年三月三十一日発行

発行人所

山口県庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）